

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年6月23日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年6月23日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年6月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー和田店

鹿児島市和田一丁目3番7号

2 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 A棟西側 80台

イ 変更後 A棟西側 57台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設1 A棟内北側 169平方メートル

荷さばき施設2 A棟内南側 38平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設1 A棟北側 60平方メートル

荷さばき施設2 A棟南側 27平方メートル

荷さばき施設3 A棟西側 32平方メートル

荷さばき施設4 B棟北側 18平方メートル

(3) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A棟内北側 27立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設1 A棟内北側 19立方メートル

廃棄物等保管施設2 A棟内北側 10立方メートル

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 変更前 A棟 午前9時から午前0時まで

イ 変更後 A棟 午前9時から午前0時まで

B棟 午前10時から午後8時まで

(5) 駐車場の自動車の数及び位置

ア 変更前 6か所

イ 変更後 5か所

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時

イ 変更後 荷さばき施設1 24時間

荷さばき施設2 24時間

荷さばき施設3 24時間

荷さばき施設4 午前6時から午前10時

3 変更年月日

(1) 2の(1), (2)及び(3) 令和3年2月3日

(2) 2の(4), (5)及び(6) 令和2年6月3日

4 届出年月日

令和2年6月2日